

北海道幼児教育振興基本方針

2023 年度～2027 年度
(令和 5 年度～令和 9 年度)

北海道・北海道教育委員会

目 次

第1章 基本的な考え方

1 方針の基本的事項

- (1) 方針策定の趣旨----- 2
- (2) 方針の位置付け----- 2
- (3) 方針の計画期間----- 2

2 幼児教育をめぐる動向

- (1) 幼児教育の意義----- 3
- (2) 国内外の動向----- 3
- (3) 本道の幼児教育の現状と課題 ----- 4

3 幼児教育振興の方向性

- (1) 10年後を見据えて----- 6
- (2) 目指す幼児の姿----- 6
- (3) 目指す教育環境----- 9
- (4) 施策の方向性----- 10
- (5) 目標指標----- 11

4 推進体制

- (1) 主な教育主体の役割----- 13
- (2) 関係団体等との連携----- 13

5 施策体系----- 14

第2章 施策項目

方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実

施策項目	1	質の高い幼児教育の提供-----	15
	2	特別な教育的支援を必要とする幼児の教育-----	17
	3	幼児教育施設と小学校等との連携・接続の推進-----	19
	4	幼児理解に基づいた評価の実施-----	21
	5	学校評価等とPDCAサイクル-----	23

方向性2 保育者の資質・能力の向上

施策項目	6	人材の養成・確保-----	25
	7	研修の充実-----	27
	8	助言体制の充実-----	29

方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実

施策項目	9	家庭の教育力の向上-----	31
	10	子育て支援の充実-----	33

方向性4 幼児教育の振興を支える体制づくり

施策項目	11	研修、助言及び情報提供等の体制整備-----	35
関連資料へのリンク		-----	37

資料編

・ 本道の幼児教育に関する各種データ-----	41
・ 用語解説-----	45

注：本方針における言葉の定義

- 「幼児」とは、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「園児」、「保育所保育指針」における「子ども」又は「乳児」も含め、ゼロ歳から小学校等就学前までの全ての子どもを指す。
- 「幼児教育」とは、幼稚園、保育所、認定こども園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼児教育施設」という。）における教育・保育はもとより家庭や地域社会など幼児が生活する全ての場において行われる教育を指す。
- 「小学校等」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部を指す。
- 「幼児教育施設等」とは、幼児教育施設及び小学校等を指す。
- 「要領・指針等」とは、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領を指す。
- 「要録等」とは、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、認定こども園こども要録及び特別支援学校幼稚部幼児指導要録を指す。
- 「保育者」とは、幼児教育施設において教育に携わる幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等を指す。
- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであることを踏まえ、養護の概念も含む場合には、「教育」ではなく「保育」と記載している。

○ 幼児教育施設ごとの比較

区分	特別支援学校 幼稚部	幼稚園	認定こども園				保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	地方裁量型	
所管省庁	文部科学省		こども家庭庁				
	要領・指針等を相互に協議の上、共同で策定するなど、緊密に連携						
根拠法令	教育基本法（第6条「法律に定める学校」）		児童福祉法				
	学校教育法	認定こども園法					
法的性格	学 校	学校 （幼稚園＋保 育所機能）	学校 かつ 児童福祉施設	児童福祉施設 （保育所＋幼 稚園機能）	幼稚園機能＋ 保育所機能	児童福祉施設	
対象児等	満3歳から小学校等就学の始期 に達するまでの幼児		ゼロ歳から小学校等就学の始期に達するまでの幼児				
所有免許 又は資格	幼稚園教諭＋ 特別支援学校 教諭 （経過措置有）	幼稚園教諭	【満3歳以上】 幼稚園教諭・保育 士資格の併有が望 ましいがいずれか でも可 【満3歳未満】 保育士資格	幼稚園教諭＋ 保育士資格 （経過措置有）	【満3歳以上】 幼稚園教諭・保育士資格の併有 が望ましいがいずれかでも可 【満3歳未満】 保育士資格	保育士資格	